

平成26年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成26年12月16日）

（午前 9時57分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成26年歌志内市議会第4回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番梶敏さん、4番下山則義さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から12月19日までの4日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案5件、委員長報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成26年第2回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 1 0 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第10号議案第42号平成25年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第43号平成25年度歌志内市病院事業会計決算の認定について（平成26年9月9日決算審査特別委員会付託）を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長梶敏さん。

○決算審査特別委員会委員長（梶敏君） ー登壇ー

報告第10号議案第42号平成25年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第43号平成25年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

決算審査特別委員会審査報告書。

当委員会に閉会中の審査として、付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第42号平成25年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第43号平成25年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

平成26年9月9日付託。

2、審査の経過、11月10日、11日、12日の3日間、これが審査のため本特別委員会を開催し慎重に審査をした。

3、審査の結果、認定する。

以上であります。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第10号について採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第42号平成25年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案

第43号平成25年度歌志内市病院事業会計決算の認定についての件は、原案のとおり認定されました。

議案第50号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 議案第50号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第50号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があることから、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

初めに、目次でございます。

条例は第1章、総則、第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準、第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準の全3章により構成されております。

第1章は、総則であります。

第1条は、条例の趣旨として、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める旨を規定しており、第2条は、用語の定義を定めており、次ページの第3条は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の双方に共通の一般的な原則を定めたものであります。

第2章は、特定教育・保育施設の運営に関する基準についてであります。

第1節は、利用定員に関する基準として、第4条に特定教育・保育施設の利用定員に関する基準を定めており、内容としましては、認定子ども園及び保育所である特定教育・保育施設の利用定員は20人以上とすること、また、利用定員を定めるに当たっては、法第19条第1項各号に掲げる子どもの区分ごとに定めること。その際に同項第3号に掲げる子どもの利用定員は満1歳未満と満1歳以上に区分することを定めたものでございます。

次ページの第2節は運営に関する基準であります。

第5条において、特定教育・保育の開始の際、特定教育・保育施設に関する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければならないこと。

次ページの第6条では、利用申し込みがあった場合は、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこと。

また、申し込み者が利用定員を上回る等の場合において、選考を行う場合は一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で、選考を行わなければならないことを定めており、以下、あっせん、調整及び要請に対する協力。

受給資格等の確認、心身の状況等の把握、小学校等との連携等を第34条まで定めております。

次に、第3節は、特定施設型給付費に関する基準についてであります。

第35条において、特別利用保育の基準。次ページの第36条において、特別利用教育の基準を定めております。

第3章は、特定地域型保育事業の運営に関する基準で、第1節は利用定員の基準として第37条に、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準を定めるもので、事業の利用定員は家庭的保育事業は1人以上5人以下、小規模保育事業A型・小規模保育事業B型は6人以上19人以下、小規模保育事業C型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は1人とする、3歳未満の利用定員を満1歳未満と満1歳以上に区分して定めることを定めております。

次ページの第2節は、特定地域型保育事業の運営に関する基準で、第38条に内容及び手続の説明及び同意、第39条に正当な理由のない提供拒否の禁止等。

次ページにかけての第40条にあっせん、調整及び要請に対する協力。

第41条に心身の状況等の把握。

以下、特定教育・保育施設等との連携。利用者負担額の受領、取扱方針、評価等、運営規程等について第50条まで規程しております。

次に、第3節は、特例地域型保育給付費に関する基準で、第51条、第52条は特定地域型保育給付費の支給の対象となる特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に関する基準を定めております。

附則。

第1条は、施行期日についてでございます。

この条例は、法の委任を受けて基準を定めるため、その施行期日は根拠規定の施行日から施行するものでございます。

附則第2条は、特定保育所に関する経過措置について定めております。

附則第3条は、施設型給付費に関する経過措置について定めております。

附則、第4条、第5条は利用定員・連携施設に関する経過措置で、小規模保育事業C型の利用定員や、特定地域型保育事業の連携施設の確保について、経過措置を定めております。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回の議案について一つお聞きしたいと思います。

この条例、とりあえず国のほうから来ているものだと思うのですが、その内容を当市に合ったような形で、内容がどこか書き直されている部分等があるかどうか、全部国から来たやつをそのまま今回の条例として出しているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） このたびの条例につきましては、国の基準に基づきまして従うべき基準、または参酌すべき基準というのがございます。

当市におきまして、基本的には国の基準の定めにとった形で制定しております。基本的には国から来ている基準をもとに制定しているということでございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 特別上乘せ基準とか、そういうことは設けずに、とりあえず国から来た分をそのまま、今回は条例として乗せてますということでよろしいですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） はい、国の基準に基づきまして制定しております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 確認したいのですけれども、提案理由の中で、特定地域型保育事業の運営に関する基準ということになっているのですけれども、歌志内の場合、この事業に関して関心のある企業とか団体とかというのはおられるのですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 特定地域型保育事業につきましては、今のところ、そのような事業を行いたいというようなことは聞いておりません。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

議案第51号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 議案第51号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第51号歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないこととなったため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

初めに、目次でございます。

条例は、第1章、総則、第2章、家庭的保育事業、第3章、小規模保育事業、第4章、居宅訪問型保育事業、第5章、事業所内保育事業の全5章により構成されております。

第1章は総則であります。

第1条は、条例の趣旨として、児童福祉法第34条の16、第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める旨を規定しております。

第2条は、用語の定義を定め、第3条及び次ページの第4条は、最低基準の目的等及び最低基準と家庭的保育事業者等とについて定めております。

家庭的保育事業等を利用している乳児、または幼児が明るくて衛生的な環境において素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより心身ともに健やかに育成されることを保障し、市は最低基準を常に向上させるよう努めることを規定しております。

家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならないと定めており、第5条から第21条までの規定は、家庭的保育事業者等に共通の基準を定めるものでございます。

内容としましては、第5条において、家庭的保育事業者等に求められる一般原則、第6条において、連携・協力を行う施設の確保、第7条において、非常災害対策、第8条において、家庭的保育事業者等の職員に求められる一般要件、第9条において、職員の知識及び技能の向上等、第10条において、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、第11条において、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、第12条において、虐待等の禁止、第13条において、懲戒に係る権限の濫用禁止、第14条において、衛生管理等の基準、第15条及び第16条において、食事の提供基準、第17条において、利用乳幼児及び職員に対する健康診断の実施、第18条及び第19条において、運営規定や帳簿の整備、第20条において、利用乳幼児及びその家族の秘密保持、第21条において、苦情への対応などを定めております。

次に、第2章は家庭的保育事業についてであります。

第22条から第26条は、家庭的保育事業に固有の基準を定めるもので、内容としましては、家庭的保育事業を行う場所及び設備の基準、配置すべき職員の基準と1人の保育者が保育することができる乳幼児数、保育時間、保育の内容、保護者との連絡について定めております。

次に、第3章は、小規模保育事業についてであります。

第27条から第36条は、小規模保育事業に固有の基準を定めるもので、内容としましては、小規模保育事業は保育所分園に近い類型（A型）、家庭的保育に近い類型（C型）、その中間的な類型（B型）の3種類に区分されております。

本章では、三つの類型の特性に応じて、それぞれ保育の基準が定められており、各類型とも事業所の設備、職員、保育時間、保育内容、保護者との連携について基準が定められております。

C型につきましては、家庭的保育事業に近い少人数を対象とする事業であることから、利用定員を6人以上、10人以下とする規定が定められております。

なお、第30条、第32条、第36条は、準用規定となっております。

次に、第4章は、居宅訪問型保育事業についてであります。

第37条から第41条は、居宅訪問型保育事業に固有の基準を定めるもので、内容としましては、居宅訪問型保育事業者に特徴的な基準として、居宅訪問型保育事業者が提供する保育の内容、事業所の設備及び備品の基準、保育者1人が保育できる乳幼児数、居宅訪問型保育連携施設の確保を定めるほか、家庭的保育事業の基準の準用により保育時間、保育の内容、保護者との連絡に関する基準を定めております。

次に、第5章は、事業所内保育事業についてであります。

第42条から第48条は、事業所内保育事業に固有の基準を定めるもので、内容としましては、事業所内保育事業者は事業所を設置する企業等の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することとされているため、利用定員の設定の際には、事業所の利用定員の規模に応じて、定める数以上の地域の子どもの定員枠を設けなければなら

ないと定められております。

このほか、事業所内保育事業におきましては、同事業は利用定員についての上限、下限が定められていないことから、利用定員の規模に応じて異なる基準が定められております。

利用定員が20人以上の場合については、保育所と同様の事業規模になるため、保育所と整合性を考慮した基準が定められており、利用定員が19人以下の場合については、小規模保育事業との整合性を考慮した基準が定められております。

附則。

第1条は施行期日についてであります。

この条例は、法の委任を受けて基準を定めるものであるため、その施行期日は根拠規定の施行日から施行するものでございます。

附則第2条から第5条は食事の提供、連携施設、小規模保育事業B型及び小規模保育事業所内保育事業の職員、小規模保育事業C型の利用定員に関する基準について経過措置を定めたものであります。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 先ほどの議案と同じ質問をさせていただきます。

今回のやつも国からのものを、変えることなくそのまま条例として乗せるという形になっているものなのかどうかを聞きたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） この条例につきましても、従うべき基準及び参酌すべき基準ということで、布令で定められておりますので、その基準に従って制定しております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

議案第52号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第52号歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第52号歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1条は、条例の趣旨として、歌志内市における放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めることを規定しております。

第2条は、用語の定義を定めており、第3条及び第4条は最低基準の目的及び最低基準と放課後健全育成事業者について定めており、放課後健全育成事業を利用している児童が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障し、市は、最低基準を常に向上させるよう努めることを規定しております。

放課後健全育成事業者は、最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならないと定めたものでございます。

第5条は、放課後児童健全育成事業の一般原則について。

次ページの第6条は、非常災害対策について規定しております。

第7条は、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件として、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者と規定し、第8条は、職員の知識及び技能の向上等について定めております。

第9条は、設備の基準について、第10条は、職員について、次ページの第11条は、利用者を平等に取り扱う原則、第12条は、虐待等の禁止、第13条は、衛生管理等についての規定でございます。

次ページにかけての第14条は、運営規定、第15条は、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿、第16条は、秘密保持等、第17条は、苦情への対応についての規定でございます。第18条は、開所時間及び日数について、第1項で、原則として地域の保護者の労働時間、小学校の終了時刻等を考慮し、小学校の休業日は1日8時間以上、小学校の休業日以外は1日3時間以上の開所時間とし、第2項では原則として、開所日数は年間250日以上とすることを規定しております。

次ページの第19条は、保護者との連絡、第20条は、関係機関との連携、第21条は、事故発生時の対応についての規定でございます。

附則。

附則第1条は、施行期日についてでございます。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

附則。

第2条は、経過措置のため説明は省略いたします。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ちょっと確認なんですけれども、放課後児童健全育成ということになると、つい学童保育を考えるのですけれども、現在行われている児童館の学童保育も、この条例に準ずるということになるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 川野議員のおっしゃりますとおり、放課後児童健全育成事業というのは、本市におきます学童保育事業のことを言っているものでございまして、本市の学童保育事業もこの基準に基づいて行われていくということになるものでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 先ほどとまた同じ質問をさせていただきたいと思います。国からのそのまま、今回、条例ということで、歌志内市として、この中で文言で直している部分とか、そういったことはないということによろしいですかね。

○議長（山崎数彦君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 国からの従うべき政令及び参酌基準、それと歌志内市の実態を照らし合わせまして、国から示されております文案をそのまま利用させていただいて条例案をつくらせていただいております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

議案第53号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第53号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第53号指定管理者の指定について御提案申し上げます。

本文に入ります前に、提案内容を資料とあわせて御説明いたしますので、資料の1ページをお開き願います。

この提案は、歌志内市デイ・サービスセンターにおける管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、管理者の指定につきまして、歌志内市在宅デイ・サービスセンター条例第4条第1項及び歌志内市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条に規定する指定管理者の指定を行う地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

このたびの指定管理者は、歌志内市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、募集要綱等を定め、条例第5条第1項第1号の当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないものと判断し、引き続き社会福祉法人歌志内市社会福祉協議会を公募によらない指定管理者の候補者として選定をいたしました。

歌志内市社会福祉協議会は、歌志内市デイ・サービスセンターを開設した平成7年3月から平成18年3月までは市の施設運営受託者として、その業務を担い、その後平成18年4月からの6年間及び平成24年4月から平成27年3月まで指定管理者となっております。

現在まで、特段事故なく施設の管理運営に当たられ、施設利用者とのトラブルもなく、利用者のニーズに対応したサービスの提供が行われてきたところでございます。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、公募によらない指定管理者の候補者の選定の手続であることから、歌志内市公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条に基づく選定委員会の開催を不要とするところでございますが、審査の客観性・公平性を確保するため、選定委員会を開催し広く意見を求めたところであります。

選定委員会の構成メンバーは、副市長以下、総務課長、財政課長、保健福祉課長、産業課長、教育委員会事務局次長、学識経験者2名でございます。

選定委員会では、申請書と一緒に提出された事業計画書、収支計画書の確認を行い、公募時の指定手続と同様に利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上、施設の効用を最大限に発揮されるか、維持管理能力、利用者増につながる施策等、歌志内市公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に規定する選定方法等に基づき、審議をしていただき、選定されたものでございます。

なお、選定委員会の中で、各委員より出された主な意見としては、収支計画が約1,000万円の単年度赤字が計上されており、決して妥当性のある収支状況ではない。しかし、その実態としては利用者の減少に対して、新規補充が追いついていないのが現状であり、施設利用者に対する管理運営は総じて適正である。また、収支バランスの改善に向け、社協組織が一丸となって利用者本位の考え方に立った取り組みが提案されてきているなど、今後の施設運営に期待する意見が出されました。

本文に参ります。

次のとおり歌志内市デイ・サービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1、公の施設の名称。歌志内市デイ・サービスセンター。
- 2、指定管理者となる団体の名称。社会福祉法人歌志内市社会福祉協議会。
- 3、指定管理者となる団体の所在。歌志内市字本町130番地2。
- 4、指定の期間。平成27年4月1日から平成29年3月31日まで。

以上、御提案申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 必要ではなかったけれども、公平性・客観性を持つために選定委員会を開催したということで、各委員の意見ということなのですけれども、まず、直接担当の所管である保健福祉課として、この指定管理を継続されるということに関しての意見をお尋ねしたいと思います。

それと選定委員会の中に学識経験者という方がおられたようなのですけれども、これ、具体的にどういう立場の方なのかお伺いをいたしたいと思います。

それから、今まで大体3年単位で継続してきたわけですが、今回、平成27年4月から平成29年3月、2年間ということになった理由があるのであればお尋ねをしたいと思います。

それと、先ほどの説明の中で公の公募、これが性格的に規模的に公募に適さないというのですけれども、このデイ・サービスの性格、規模が公募に適さないというのはどういう具体的なわけがあるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

それと、これは資料のほうなのですが、資料のほうの3ページの(2)利用の促進ということで、地域包括センター、ケアマネージャ、医療機関との密接な連携ということなのですから、そのほかに民生委員等から情報収集を行うということなのですから、これは今まではやっていなかったことをこれからやるということなのか、それから、なおかつ強化するということなのか、その辺も知らせていただきたいと思います。

それと6番目、雇用をはじめ云々のところで、現在のところ正職員、これが社協職員と括弧ついていますが、これ、6人。隣の組織図を見るとどこかに重なっている人がいるのかなと思うのですが、施設長のところは人数書いてないで、ほかに6人ということになっているのですけれども、施設長はここのどの職員に当てはまるのか。

それから、先ほど、説明の中で社協組織が一丸となってというふうな説明がありました。これと同じく3ページの右側の一番下段に人件費の削減、それから賞与の20%カット云々というのがありますけれども、これはデイ・サービスセンターのということなのか、社協職員全体のということなのか、この辺の判断をお願いしたいと思います。

それと、4ページになりまして、給与の欄、人件費の欄ですが、ざっと計算しまして、1,700万円を単純に職員6名分で割りますと、年収が280万円程度になるのですけれども、組合があるのかどうかちょっとわからないのですけれども、これで職員の介護という士気に支障がないのかどうか、この辺の配慮は必要なかと思えます。結果的に最終的に980万円、1,000万円近くの収支のバランスをとるために市のほうの支援が必要だということなのでしょうけれども、このほかに市のほうでも、先ほど、ケアマネージャ云々という話もありましたけれども、もっと利用率を上げるような市のほうの支援の仕方もあるのかなというふうに思うのですけれども、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長(山崎数彦君) 理事者答弁、虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長(虻川善智君) まず、保健福祉課としての今回の社協の選定に当たってということなのですが、事業運営としましては、これまで約20年間管理運営を行ってきておりますので評価しておりますが、利用促進や利用増への取り組みなど利用者の獲得が思うように進まない状況でありました。

また、収支バランスが悪化した要因を含め、社協としてデイ・サービスセンターを運営する努力が若干不足していたのかなということも考えられます。これまでも何度か指摘をしてきておりますが、社協として抜本的改革、特に職員意識の改革の面では足りなかったのではないかなというふうには考えております。

今年度に入りまして、社協が一丸となって町内会や老人クラブなどの施設のPRを含め、契約者数が増加傾向にあります。このことから、今年度と次年度以降の利用者の増加に期待しているところでございます。

また、次の学識経験者の部分でござりますが、北門信用金庫の支店長と商工会議所の専務ということで2名入っております。

次の3年間の指定の部分で、今回、2年間にしたという部分でござりますが、まず、収支状

況が平成25年度と比較しまして、平成26年度に入ってから利用者の獲得にこれまで以上に取り組んでいるところが見られております。

その中で、4月の段階で20人ほどの登録だったものが10月時点では31人までふえております。また、利用者の1日の利用者数につきましても、当初は6.3人ほどだったのですが、現在9.5人ほどまでふえております。

今後の収支計画によりますと、1,000万円を下回るという計画ですが、これまで約20年間の実績を踏まえまして、いま一度、1、2年ほど状況を見ていくべきではないかという方向になりました。そのため3年間ではなく2年間として、実質平成27年度1年間の状況を見て判断していくということになっております。

公募に適さない理由ということでございますが、先ほどから申し上げておりますが、これまで約20年間業務委託から含めて今日まで社協として運営してきております。その実績を踏まえまして、このたび公募によらず社協に委託継続していくという判断に至ったものでございます。

あと地域包括支援センターとの連携でございます。これまでも地域包括支援センター、またケアマネージャー等の連携というのはございましたけれども、地域包括支援センターというのは、介護認定者の情報等はございますが、それらについては個人情報でありますので、なかなかそれをそのまま提供するというのは難しいのですが、今後におきましても、医療機関と密接に連携を図りながら取り組んでいくということで、地域包括支援センターとしましても公平中立な立場にございますので、それを踏まえながら、できる範囲で協力していくということでございます。

あと職員の6人ということでございますが、これは施設長も含めて生活指導員、介護職員2名、看護師ということで6名ということになります。

あと20%カットの人件費の部分でございますが、これは人件費につきましてはデイサービスセンターの職員のみということで聞いております。

あと人件費の部分ですが、現在このデイ・サービスセンターの人件費の計画に乗っておりますが、社協の平成27年度からの計画から算出しますと、平均給与月額は大体23万8,250円ということになります。この部分につきましては、職員給与と賞与等を加えて職員数で割ったものでございますが、これにつきましては、社協のほうでも給与表がございますので、それにのっとった勤続年数によって定められておりますので、それに基づいた人件費ということで理解しております。

利用率を上げるための市としての支援方法ですか、これにつきましては、歌志内市デイ・サービスセンターにつきましては、社会福祉協議会のほうに指定管理をしているものでございます。市としましては、直接利用増を図るというのはなかなか難しい立場であるというのを御理解いただきたいと思います。

例えば介護度の情報など、また個人情報ですので、安易に提供するということは、なかなかできません。また、利用する通所介護施設の選定に当たりましては、利用者様の意思が尊重されますので、複数の通所介護施設から自分に合った施設を選択するというのもございます。歌志内デイだけを優先的に紹介ということは、なかなか難しいのかなというのは考えておりますが、設置者として、施設のPR等は行っていかなければならないのかなというふうに考えております。

また、経営状況につきましても、定期的に確認等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 具体的に一つだけ、確認したいのですけれども、今年度に関しては社協も一丸となってこの問題の解決に当たっているということなのですから、それに対して具体的にどんな行動、どんな状況があるのか、その辺、1点と。

それと、先ほど来20年の実績があるのですけれども、私も十分認めているのですけれども、ただ言葉として知りたいのが、例えばこの5条の中に、当該施設の性格、規模、機能が公募するのに適さないとあるのですけれども、デイ・サービスセンターの性格で、この規模で、この機能が公募するのに適さないというのは具体的にどういうことなのか、これをちょっと知りたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 今年度に入りまして利用状況が若干上向いているということでございますが、これまでも取り組んでいたのではないかなと思うのですが、ここ何年間の収支状況が悪いと、また、今年度、昨年度、25年度は非常に悪かったということで社会福祉協議会も一丸となって、デイ・サービスセンターだけに任せるといってではなくて社協が指定管理を受けているということ認識のもと、社協職員も含めて役員さんも含めて一丸となって利用者の獲得に動いているというふうに認識しております。

例えば、町内会に出向いて行ってデイ・サービスのPRをしていく、または老人クラブの会合なんかに出向いて行ってPRしていくと。また、それぞれ介護認定を受けている、受けていないにかかわらず、こういうような方がいるというようなことの情報を共有しながら利用者の獲得に取り組んでいるというふうに聞いております。

あとは規模、性格によって公募に適さないという部分でございますが、規模的には、デイ・サービスセンターにつきましては25人という規模でございますが、これまで利用者様と契約している中でそれぞれ運営してきているところを考えると、ここで公募というよりも継続した中で福祉サービスを提供していくことが現状では適切ではないかということで、公募によらず継続した指定管理ということでいこうということになったものでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 何点かお聞きしたいと思います。

一つ目なのですけれども、選定委員会の中でいろいろ改善策を考えられているという話をされている中で、利用者側に立った考え方に方針がなりつつあるという話し合いがされているということを、さっき言われたのですけれども、逆に言うと20年間実績があつて、今までサービスを提供する側が利用者に対してどういうふうな考えを持っていたのかというのが、すごく疑問に思うのですよね。その辺、どういうふうな、今、少しずつ利用者がふえているという話もされていますけれども、その辺、どういうふうな考え方を持っていたのかお聞きしたいと思います。

二つ目なのですけれども、資料の3ページ目の右側の3番目団体の理念ということで書かれています。デイ・サービスセンターの市内の勤医協、砂川市のりんごの里、赤平市ののぞみの家、これが競合になったということで、いろいろ利用者の増加に余りつながらなかったという話なのですけれども、市内で言えば勤医協さんはかなり努力してやっていると思われま。友の会だとかというものもつくって、その友の会というのはつくってから20年ぐらいになるのですけれども、そういったものをちゃんとつくって利用者に対していろいろ話をしたりだとかということをやってきて、今、実際利用者が多分多いはずなのですよね。

そういうことを、今まで社協なりデイサービスなりで、どういうふうに思いを持ってやっていたのかということが、ちょっとすごく危惧されると思うのですけれども、その辺、どう思っているのかを、1番と似たような答えになるかもしれないのですけれども、聞きたいと思います。

あと三つ目は勤医協との交流が多分あったと思うのですけれども、その辺、社協のデイ・サービスの方が行ってどういうふうな感想を持ったのか、こういうふうな改善策があるのではないか、こういうふうにしたほうがいいのではないかと、そういったことが実際に中で話し合われて、それが生かされているのかどうなのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

あと四つ目なのですけれども、3ページ目の右側の4番目、施設の維持管理なのですけれども、節電などいろいろやって経費を抑えようという考えがあるのですけれども、恐らくかなり今までも電気代だとか水道代だとか燃料代だとか、そういったものに対して気を配って節減していたと思うのですけれども、それを今まで以上にやると逆にサービスの低下につながってくるのではないかなと思うのですけれども、その辺、どういうふうを考えているのかお聞きしたいと思います。

あと五つ目として、さっき川野議員がおっしゃってました人件費の問題なのですけれども、この介護をする側の給料というのは全体の賃金から見ても、仕事の量から考えてかなり高いという給料をもらっているわけではないと思うのですよね。そこで、また20%カットしますよということになると、サービスのこれもまた本当に職員、介護する側のモチベーションが下がる。そのおかげでサービスが低下する、そういったことも考えられると思うのですけれども、その辺、どういうふうを考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） まず、1番目のサービスを提供する側に立ったそのサービスという部分でございますが、社協のデイ・サービスセンターの評価の中でも利用者の減の見解として述べられておりますが、具体的には他のデイ・サービスセンターと比較しながら、細部にわたる利用者本位のサービスをしているわけですけれども、どうしても細部にわたって差が生じているという認識ではおられるということに聞いております。

また、大枠で行っている部分については大差がないのですが、どうしても細かい気遣いの部分ですとか、そういう対応で若干差が出ているというようなことを聞いております。

また、2番目の勤医協さんですとか、例の友の会をつくって利用者様の獲得というか、そういう努力をしていると、歌志内のデイではどうかという部分でございますが、具体的に同じように友の会をつくって取り組んでいるということは、特に聞いてはおりません。

次の、勤医協さんとの交流の中で、その例をどのように生かしているのかという部分でございますが、当然研修というか交流を行った後に、会議等の中で職員同士でその内容を共有しながら、情報共有をし、そのサービスにつなげているということで聞いております。

あと節電のことですが、これにつきましては、利用者の支障がないような中で、できる限り節減に努めていくということで聞いております。

最後の人件費の問題でございますが、おっしゃるとおり、やはり人件費の部分につきましては

は、カットすることによってやはりモチベーションというか、それは下がるというふうに感じております。これにつきましては、私どもとしましてもできるだけ早く元に戻していただけるような部分でいただければなというふうに考えております。

人件費につきましては、20%カットをしながら、さらに給料が下がるという部分については非常に私どもとしましても、本意ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 勤医協の友の会みたいなものをつくれという話ではないです。勤医協はそういった努力をいろいろな努力をして利用者の獲得にもつながっているよということなので、社協のデイ・サービスでできることということも、ほかのところとできることできないことというのは多分結構あると思います。勤医協のデイ・サービスの設備を見ても、こっちの歌志内の社協さんがやっているデイ・サービスの施設のほうが断然いいんですね。本当にうらやましいという思うぐらい本当に設備は整っていて、本当にいい設備で本当に利用者がすごく充実できる内容の中身になっているので、その辺を本当にもっと大きくPRして利用者の獲得につなげてほしいなという意味合いで、さっきちょっと言わせてもらいました。その辺、もう1回、施設の中身として本当に充実しているので、これからもどんどんPRするべきだと思うのですけれども、その辺、どういうふうに感じているかお聞きしたいと思います。

あと選定委員会の中での話なのですけれども、いろいろなところでデイ・サービスをやられているところがあって、とあるデイ・サービスの中で、この近辺ではないのですけれども、いろいろ評価表というものをつくって点数つけて、その合計でそのデイ・サービスの質がいい悪いということをやっているところもあります。そういったことをやることによって改善する場所、そうでない場所というのがかなり見えてくると思うのですけれども、そういった評価表みたいなことは、今までやっていたのかどうなのかをお聞きしたいと思います。

あと選定委員会の中での、さっき副市長が言われましたけれども、どういったことが話し合われたよというのを、本当はペーパーでいただければありがたいなというのがあります。その辺はどうなのかなと思いますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） PRにつきましては議員がおっしゃられているとおり、どんどん歌志内デイ・サービスセンターのよさというのを地域の中でPRしていくのが必要ではないかなというふうに考えております。

また、選定委員会の評価の部分ですが、例えば公募の場合ですと、そういう点数をつけながら評価しながら、それぞれの委員が点数をつけていくというのはございます。ただ、今回、公募によらない選定委員会でしたので、点数つけるまではいっておりませんが所管として同じく評価表をつくり、それをお示ししながら、選定委員会の皆さんにまた評価していただくという形で行っております。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 選定委員会で話し合われた内容、先ほど、概要を伝えましたけれども、その部分のペーパーということでございますが、その部分につきましてはペーパーでお渡しします。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前 11 時 17 分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 失礼しました。

先ほど、副市長が申し上げました、ここで説明した概要の部分につきましてはペーパーでお渡ししますが、会議の内容の詳細な部分については、提出することができませんので、御理解ください。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第 36 条第 1 項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

議案第 54 号

○議長（山崎数彦君） 日程第 9 議案第 54 号平成 26 年度歌志内市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） －登壇－

議案第 54 号の補正予算について、御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、財政課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議案第 54 号平成 26 年度歌志内市一般会計補正予算（第 6 号）。

平成 26 年度歌志内市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,241 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 8,523 万円とする。

2 項は、省略いたします。

（債務負担行為の補正）。

第 2 条、債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

3 ページをお開き願います。

第 2 表、債務負担行為補正。

1、追加。

事項、デイ・サービスセンター指定管理料。

期間、平成 27 年度より至る平成 28 年度。

限度額、指定管理者と各年度において締結する年度協定書に定める額。

これは、デイ・サービスセンターを平成27年4月1日から平成29年3月31日まで2年間、歌志内市社会福祉協議会に管理委託するための予算措置であります。

以上で、議案第54号の補正予算について御提案申し上げます。

事項別明細書については、財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、6ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費10目代替輸送関連事業費22節補償、補填及び賠償金109万4,000円の増額補正は、平成26年度代替輸送バス運行経費補償金の確定に伴う増であります。

2項徴税費2目賦課徴収費13節委託料8万7,000円の増額補正は、エルタックス国税連携サーバーの交換に伴う審査システム運用保守委託料の増であります。

次に3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費1節報酬2万4,000円と、9節旅費8,000円の増額補正は、民生委員推薦協議会開催の増に伴う委員報酬と費用弁償の増であります。3目障害者福祉費19節負担金補助及び交付金4万8,000円の増額補正は、地域活動支援センターの利用者増加に伴う運営負担金の増で、20節扶助費15万円の増額補正は、重度身体障害者世帯に対する福祉灯油助成事業で、25世帯分を計上しております。

本事業の概要につきまして資料で御説明いたしますので、定例会資料の7ページをお開き願います。

歌志内市高齢者世帯等福祉灯油代助成事業の概要でございます。

事業目的は、高齢者等に暖房用灯油代の一部を助成し、在宅福祉の向上を図ろうとするものであり、助成対象世帯は平成27年1月1日現在、当市の住民基本台帳に記録されている市民税非課税世帯で、高齢者世帯重度身体障害者世帯母子・父子世帯が対象となります。また、助成額は昨年度から1,000円引き上げ、1世帯当たり6,000円としております。

6ページに戻ります。4目国民年金費13節委託料53万円の増額補正は、年金生活者支援給付金の支給準備にかかる受給資格者判定のための国民年金システムの改修費用であります。なお、本件について歳入の国庫支出金で同額を計上しております。

2項老人福祉費1目老人福祉事業費20節扶助費261万円の増額補正は、福祉灯油助成事業で、高齢者世帯435世帯分であります。

4項、次ページに参りまして、1目とも母子福祉費20節扶助費18万円の増額補正は、福祉灯油助成事業で、母子・父子世帯30世帯分であります。

次に、4款衛生費2項清掃費3目し尿処理費12節役務費136万1,000円の増額補正は、石狩川流域下水道組合でのミックス事業の試運転に伴い、来年1月から同組合施設へのし尿を搬入するための運搬手数料であります。

次に、6款農林費2項林業費1目林業振興費19節負担金補助及び交付金1万1,000円の増額補正は、森林整備担い手対策推進事業における森林作業員の就労日数の増加に伴う北海道造林協会への負担金であります。

次に、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費11節需用費500万円の増額補正は、集中豪雨による雨漏り対応や経年劣化による床落ちなどの増加による修繕の増で、全額改良住宅にかかるものであります。

次に、9款1項とも消防費4目防災費13節委託料39万4,000円の増額補正は、本年

度中に作成するハザードマップについて、本年8月に発生した広島での土砂災害などを踏まえ、土砂災害警戒区域の掲載など委託要件を追加するため増額加補正するものであります。

次に12款1項とも公債費1目元金は、財源区分の変更であります。

次に、15款1項1目とも予備費92万1,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、4ページをお開き願います。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費補助金2節市町村地域生活支援事業費補助金2万4,000円の増額補正は、歳出で説明の地域活動センターの運営にかかる経費の2分の1を国庫補助金として予算計上するものであります。

次に、3項委託金2目民生費委託金1節社会福祉費委託金53万円の増額補正は、歳出で説明の年金生活者支援給付金の支給準備にかかる電算システム改修経費の全額を委託金として予算計上するものであります。

次に、14款道支出金2項道補助金2目民生費補助金2節市町村地域生活支援事業費補助金1万2,000円の増額補正は、歳出で説明の地域活動センターにかかる経費の4分の1を同補助金として予算計上するものであります。

次に、15款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入1節土地売払収入58万4,000円と、3目1節とも不動産等補償収入17万4,000円の増額補正は、北海道が施工するペンケ歌志内川砂防工事用地として市有地を売却することから、土地及び立木の補償を受けるものであります。

なお、定例会資料の6ページに位置図を掲載しておりますので、お開き願います。

対象地は平成24年4月に、融雪災害が発生した文珠峠地区の楢円で囲まれた場所で、売却する土地の形状は拡大図内の斜線で網掛けになっている部分であります。

地番は文珠1013番地の一部で、売却する土地の面積は5,709.59平米、登記地目は河川で平成14年に国から無償で譲与された土地であります。また、売払地内にある立木で補償を受ける立木の本数は204本であります。

4ページに戻りまして、17款1項とも繰入金3目1節とも過疎地域自立促進特別事業基金繰入金109万4,000円の増額補正は、代替輸送関連事業に係る繰入金であります。

次に、18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金1,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

以上で、議案第54号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 福祉灯油の助成事業についてお伺いしたいのですけれども、資料に、福祉事業の概要ということで資料はついております。それで、今、説明ありましたけれども、それぞれの世帯にやることはもっとも当然のことなのですけれども、この資料概要になっていきますけれども、こういう概要で税金をそれぞれ支給すると、こういうことでいいのか、私は、少なくとも要綱とか、そういうものでないかと思うのですけれども、要綱と概要とどう違うのか、この概要でいいのかお伺いをしたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、土木費の住宅費の住宅管理費ですね。これ、今、

改良住宅の集中豪雨で雨漏りだとか、床落ちだとか、全部改良住宅に使いますよというようなことをございますけれども、実は、これ、当初予算で2,550万円を修繕料で盛っているのですよね。そして、なおかつ500万円を補正するということになりますと、3,000万円なのですよ。3,000万円をこの修繕料でいいのかと。私はやっぱり例えば、今、500万円補正をしても、1、2、3、3カ月でこんな500万円ね、私は工事請負費でないかと思うのですよ。それで、例えば工事請負費の中には、見積もりだとか入札だとか、いろいろありますよね。それで、これ、一般修繕であれば、そんな1、2、3カ月で500万円もどういうふうに、とこをどう何軒を修理するのか、私は先ほど言いましたように、一般修繕で3,000万円なんて考えられないのですよ。工事請負費でないかと思うのですけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 福祉灯油の件でございますが、今回の資料につけさせていだいたものにつきましては、要綱についてを概要として示したものでございます。要綱につきましては、要綱を定めた中で福祉灯油を実施するというようにしております。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） まず、今回の500万円の補正に対しまして、総額が3,000万円を超えたということでございますが、この件につきましては修繕費ということでございますが、平成23年度につきましては、一般修繕、そしてボイラーと道路の工事請負費ということで総体で予算を取ってきたわけでございます。平成24年度につきましても、工事請負費の修繕の関係、それとボイラーと道路ということで、別途予算を取っていたところでございます。平成25年になりまして、それらを一つにまとめて修繕費ということで予算計上したところでございます。平成25年度につきましては、当初予算2,400万円に対しまして、決算2,793万9,964円ということでございます。

また、平成26年度につきましては、当初予算2,550万円、そのうちあらかじめ整備をしておくストック住宅150万円、これが含まれております。そういったことで、このたび補正につきましてはそういった経過の中で昨年度の決算数値から見ますと、大体100万程度増額という結果になったところでございます。

また、今後の修繕の用途につきましてでございますが、500万円ですと工事請負費でないかということでございますが、現在11月までの修繕の件数が500弱でございます。今後12月の今回の補正をいただいた後の修繕関係、今後は雪によりましていろいろな部分の屋根の修繕が発生する。また、雪過重に伴って玄関のいわゆるきしみとか、そういった部分の修繕工事が発生する。また凍上等によって集合玄関のドアの損傷とか、そういった部分が発生することが予想されております。そういったことで、3月までの延べ件数で約100件程度見込むということで、このたび500万円の補正をいただきたいということで御提案しているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 福祉灯油の概要ですけれども、要綱があるということであれば、概要でなくてこの資料として要綱をつけてもらったほうがいいのですよ。どうもこの概綱で支給するということは、いかななものかなということで私質問したのですけれども、要綱があるのであれば、なぜわざわざ概要をつくってここに資料として出してくれたのか、その辺がどうも私としては納得いかないですね。

それと、修繕料でいろいろ御答弁がありましたけれども、やっぱり私は当初予算もそうです

けれども、やはり修繕料と工事請負費では大分違うわけですから、今後やみくもと云ったら怒られるかもしれませんが、つかみというか、そういうことで、これから100件ぐらいいあるというようなことをございますけれども、普通修繕料といったら、金額にすれば小さい金額だと思うのですよ。だけでも、少額工事ってありますよね、あれば10万円以下ですか、以上ですか。何かそういうものがあるから、そういうものはやっぱり当然修繕費でなくて工事請負費になるのだと思うのですけれども、その辺、もう一度答弁をお願いします。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 修繕工事につきましては、30万円以下ということで執行しております。大体1件の修繕費の平均が5万円前後というふうに積算しております。修繕につきましては、どうしても応急的に直さなければならないということの修繕で、この予算になっております。今、議員おっしゃいましたように、あらかじめ修繕ということではなくて工事請負として盛って、そして目的を持って直すという部分につきましては、当初予算にしっかり工事請負費として計上してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 要綱につきましては定めて支給するというようにしておりますので、今後については資料の提出の仕方についても検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） まず、歳出のほうで、代替輸送費なのですけれども、これ、年間、何人ぐらい利用者が減っているのかという数字は出ているのですか、それが出ていけば教えていただきたいと思います。

あと歳入のほうで福祉灯油の助成なのですけれども、今回、5,000円から6,000円にしてもらえるということで、1,000円アップしてもらえるということで、これはかなり1,000円でも今灯油が高いので嬉しいことだと思います。歳入のほうで道から、福祉灯油の特別交付金みたいなのが出るのではないかという話を聞いたのですけれども、その辺はどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 年間の利用者数ということで、中央バスより報告を受けております。今年度につきましては4万1,166人の利用ということで、対前年度と比較いたしますと、1,315人の減ということで報告を受けております。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 福祉灯油にかかる財源の部分でございますが、地域づくり総合交付金を活用しております。これにつきましては本年11月の道からの文書によりまして、今年度の交付基準につきましては1.5倍に引き上げるということに通知が来ております。そのため、今回、当初50万円を予定しておりましたが、1.5倍ですので75万円ほどになるということで、このたびの福祉灯油の金額につきましても人数割りをした中で計算しまして、1,000円を増額したということでございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 代替輸送の件なのですけれども、これ、1日平均でいくとどれぐらいの人数で、1日平均何人ぐらい減っているのか教えてもらっていいですか。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 今年度の分でいきますと、1日平均112.8人であります。昨年度と比較いたしますと、3.6人の減ということになっております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

休 会 の 議 決

○議長（山崎数彦君） お諮りいたします。

行政常任委員会審査のため、12月17日を休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、12月17日を休会とすることに決定いたしました。

なお、行政常任委員会は、12月17日に委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

来る12月18日、本会議を開きますので、所定の時間に御参集願います。

散 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前11時45分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 梶 敏

署名議員 下 山 則 義